

## 欧米主要諸国の宗教団体税制

—米英仏独の比較分析—

はじめに

石村耕治  
(朝日大学)

私、ただいま紹介いただきました朝日大学法学部の石村耕治です。宗教団体を含め広く公益法人一般に関する課税問題について研究しています。専攻は税法です。今日は、諸外国の宗教団体税制について話しすることになって  
います。

ひとくちに諸外国の宗教団体税制といっても、その範囲はきわめて広いわけですが。これらすべてについて点検するとしても、時間が限られていることはもちろんのこと、自分の能力の面でも無理であります。したがって、本日は、欧米、とりわけアメリカ、イギリス、フランス、ドイツの宗教団体税制を中心に発表させていただきます。

わが国を含め、先進諸国では一般に、宗教団体に対して税金を支払わなくてもよいという形で様々な課税上の特典を与えています。また宗教法人に対し寄付を行う個人、法人に対しても、寄付金控除、損金算入の形で税金が安くなる特典を与えています。もっとも税制は、憲法や宗教法人法制などとともに、各々の国の歴史的所産です。このため、税法上の特典の内容は、国により大きく異なります。

わが国の宗教法人に係る税制は、国際的にみると、どのような評価を下すことができるのでしょうか。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツを巡り、わが国と比較、検討してみたいと思います。

### 一 アメリカの宗教団体税制

アメリカは、四五の州と首都特別区(ワシントンD・C)から成る連邦国家です。この国の基本法といえるのが「連邦憲法」であります。この他に、各州が憲法を持っています。

「連邦憲法」及び各州の憲法は、「宗教の自由」「政教分離」原則を明文で保障しています。このため、連邦や州は、いかなる宗教(宗派)も公認してはならないこと(国教樹立の禁止)になっています。同時に、いかなる宗教に対しても公金を支出してはならないこと(公的助成の禁止)になっています。

ちなみに、わが国の憲法もこうした原則を明文で確認しています。まさに日本国憲法二〇条、八九条は、こうしたアメリカ流の考え方を基礎に制定されたものです。

一方、「政教分離」とは、宗教が政治に関与することを禁止すると同時に、政治(公権力)が宗教に関与することを禁止することを意味します。公権力が教義や信仰などに深く立ち入ることは認められず、あえて関与が認められるとすれば、その世俗的側面に限定されるわけです。アメリカでは、宗教団体の世俗的側面を規律するために非営利法人法ないしは宗教法人法を定めているわけです。

わが国の場合、宗教法人法は国の法律です。これに対し、アメリカでは州の法律です。連邦(国)レベルのものは存在しません。このため、宗教法人法の内容は州により異なる結果となります。これは、法人の設立や運営、商

取引、家族関係など私法上の法律は、州が制定する原則となつてゐるためです。また、歴史的にアメリカの宗教法人法制は、上位(包括)団体を持たない単立(自治・独立)型の会衆派の考え方を基調に形成されたことにもよります。

さらに、歴史的な経緯から、州によつては、宗教団体については法人化のための規則の認証を憲法で禁止するところもあります。たとえば、バージニア州憲法は「州議會は、いかなる教会又は宗派に対しても法人化のための規則を認証してはならない。ただし、教会財産については法に定める範囲においてその権原の保有を保障する。」(四章一四條)と規定しています。ウエストバージニア州憲法(六章四七條)も、バージニア州憲法の考え方を継受したため、同様の趣旨を規定しています。憲法史の研究によると、こうした規定が置かれた理由は、独立前に英国教会がバージニアやメリーランドで公法人としての地位と特権を享受していたことに対する危惧があつたことに起因するといわれています。つまり、こうした教会や宗派、さらには他の教会や宗派が、法人格を得て、財産を保有し特権集団化していくのを防ぐために、州憲法で法人化を禁止したと説かれています。現在は、廃止されていますが、以前にはミズリー州やミシシッピ州の憲法などにも、バージニア州憲法と同じ趣旨の規定が置かれていました。ちなみに、バージニア州やウエストバージニア州では、宗教財産の管理には、「信託」(trust)ないしは「受託者法人」(trustee corporation)方式が活用されています。

また、ローマンカソリックやモルモン教のように聖職位階制(hierarchical type)をとる宗派については、宗教財産等の保有を司教のような聖職者の長一人に認めるため「単独法人」(corporation sole)の設立を認める州が多くあります。さらに、カリフォルニア州やニューヨーク州のように、一種の「加入者法人」(membership corporation)としての性格を有する「宗教法人」を認める州や、非常利法人の一つとして他の非常利法人と特別

に区別しないで教会や宗派に法人格を認める州もあります。

いずれにしろ、宗教団体が法人格を取得するためには、所在する州当局の認証を受けなければいけません。しかしアメリカでは、このような認証すなわち法人格の取得が同時に、税法上の様々な特典取得につながる形となっています。つまり、課税庁は課税特典を与えるにあたり、独自の基準に従って審査を行う仕組みになっています。

この点、わが国では、宗教法人については所轄庁の認証を受けて法人格を取得すれば、自動的に税法上の様々な特典を享受できる仕組みになっています。

日米とも、宗教法人が課税除外特典を享受できる形となっているという点では同等といえます。しかし、アメリカのように、課税庁独自の審査にパスして初めて課税除外となる方式を「免税制」といいます。これに対し、わが国のように、自動的に課税除外となる方式を「非課税制」といいます。世界的にみると、免税制が一般的です。

## (二) 宗教団体にかかる税金の種類

アメリカの租税は、連邦(国)税と州税・地方税とに大別できます。このうち、宗教団体と関係の深い連邦税は、法人税です。宗教団体は、非関連(収益)事業所得を除き、法人税を課されません。

周知のとおり、わが法人税法では、「収益事業」とは、物品販売業、製造業など政令で定めた特掲事業で、継続的かつ事業所を設置して営まれるものをさします。現在、課税の対象となる「収益事業」は三三業種で、限定列举されています(限定列举主義)。

これに対し、アメリカの法人税法のもとでは、課税か免税かは、宗教活動と実質的な「関連性」があるかどうかで判断されます(実質的関連主義)。つまり、同じく物品販売であっても、教典や宗教書などは宗教活動と関連ある

ものとして免税となります。これに対して、一般の雑誌やおみやげ品など宗教活動と関連のないものは、非関連(収益)事業として課税されます。また同じく有料駐車場であっても、来客用は「関連」事業となり免税、月極めなどは「非関連」として課税されるわけです。

税率は通常の法人の場合と同じです。現在、所得額に応じて一五%から三四%の五段階での累進課税が行われています。したがって、わが国のような、宗教法人など公益法人等に限った形での軽減税率適用の制度はないわけです。ちなみに、利子や配当、賃料など、いわゆる「金融収益等」については、原則として連邦税は課されません。ここで、「原則的」とは、例外もあるということです。たとえば借入金で建物をたてて賃料を得ていたり、借入金で株式に投資しキャピタルゲインを得ている場合などは、例外的に課税されます。

一方、宗教団体にかかる典型的な州税としては、売上税があります。その仕組みは州によって異なりますが、小売段階だけで課税される「小売売上税」が一般的です。わが国の消費税のような、製造、卸売などを含めてすべての段階でかかる「付加価値税」ではありません。

これまで、多くの州では、聖書や宗教誌などについて売上税を免除してきました。しかし近年になって、連邦最高裁判所は、一般の書物や雑誌を課税とする一方で宗教関係のものを非課税とすることは、「宗教の公的助成」にあたる判断を下しました。多くの州では、自州の売上税が「政教分離」原則との抵触を理由に違憲とされるのを警戒しています。このため、続々と宗教関係雑誌や書物を課税対象に組み込んできているのが実状です。

さらに、宗教団体にかかる典型的な地方税としては、固定資産税があります。この税金は、各州の税法に基づき、その州の低位にある地方団体(郡、市、町など)によって課されます。一般に州税法では、宗教活動に現実使用している財産は課税が免除されます。礼拝堂など宗教用施設は、当局の審査を経て免税とされます。

(二) 公益寄付金控除制度

統計によりますと、アメリカでの寄付総額は、一九八八年水準で二〇四三億ドルにも達します。このうち、四六・二%つまり四八二億ドルは宗教団体に対するものです。しかも、その大半は個人によるものです。

このように、アメリカで寄付が盛んな背景には、寄付を優遇する税制があります。宗教団体を含む民間公益団体に対する寄付に関し、個人については課税所得金額の五〇%まで控除が認められます。また、同じく法人については、課税所得金額の一〇%まで控除が認められます。言うまでもなく、当然個人の寄付が優遇されているわけです。

わが国の場合、個人については、国や地方公共団体に対する寄付、課税庁が厳選した公益法人等に対する寄付など、いわゆる“特定寄付”だけが所得控除の対象となります。しかも、アメリカの控除額の半分、つまり課税所得金額の二五%までです。一万円の足切りもあることから、少額のものには控除の対象とならないという制限もついています。

これに対し、法人については、国や地方公共団体、課税庁が指定した団体などに対する寄付は全額損金算入(課税利益からの除外)が認められます。また、一定額までの一般寄付金や課税庁が認定した特定公益増進法人に対する別枠寄付金が認められます。

以上のように、わが国の寄付金控除制度は、いわば“法人優遇、個人冷遇”で徹底しています。個人は、仏壇や神社などに寄付するのは自由です。しかし、一般寄付金控除制度がないために、いくら寄付しようと所得税は安くならないわけです。

この点、アメリカの場合、一般寄付、特定寄付といった区分はありません。寄付は、宗教団体に対するものであろうと、国や地方公共団体、大学や劇団などに対するものであろうと、原則としてすべて寄付金控除の対象となり

ます。しかも、個人・法人双方とも五年間の繰越控除もできません。つまり、寄付した年に控除すべき所得が十分でない場合、次の年から五年間繰り越して控除できるわけです。

また、個人の場合、ボランティア活動の参加に要した旅費や作業着代など、直接的に自己負担した非弁償的な費用についても、この寄付金控除の対象となります。たとえば宗教団体ないしは宗教関連団体の奉仕団員としてアジア諸国へ行き、ボランティア活動に参加する場合、アメリカでは、それにかかる直接的費用は自らの所得から控除できる仕組みになっているわけです。近年、わが国宗教関係者のアジア諸国でのボランティア救貧活動も目立ってきています。しかし、わが税制下では、これにかかった自己負担した旅費などの非弁償的な費用を控除する制度はないわけです。

わが国でも、個人に対する一般寄付金制度を設けるべきだ、との声が強くなってきています。しかし、一方では、この寄付を受ける新宗教などの巨大宗教法人が利するだけとの反論もあります。計理公開など一定の要件を充足する宗教法人に対する寄付に限定して、個人の一般寄付金控除を認めるのも一案といえます。

ちなみに、アメリカの場合、プロテスタント系の宗教団体においては宗教活動を含め団体の会計がガラス張りになっています。また一般に献金者である信徒の代表が直接団体運営の実権を有している例が多いわけです。こうしたアカウンタビリティ(透明化)の確保という点は、個人の一般寄付金控除制度の導入が広く支持されるための条件としても見逃せない点といえます。

### (三) 免税審査制度

すでに指摘のとおり、アメリカの宗教団体は免税制のもとにあります。つまり、各種税法上の特典を得るために

は、課税庁による個別審査を受けなければなりません。この審査は資格認定時のほかに、定期的にも実施されます。審査は、形式面と実質面の双方について行われます。一般に形式面では、正式な教義や礼拝施設があるかどうか、日常的な礼拝行為が行われているかどうかなどがチェックされます。

また実質面では、私物化、政治団体化、営利団体化の有無などを重点に審査が行われます。つまり、布施などを常習的に法人会計に入れずポケットに入れたりしていないかどうか。教会や会館など宗教用免税施設で特定政治家の選挙運動や資金集めをやっていないかどうか。さらには、宗教より物品販売や飲食提供が、団体の「本業」と化していないかなどであります。

審査をパスできないときには当然、免税資格を失います。そして、信施収入や会費収入などを含め宗教団体の全収入が課税対象となります。また、その団体へ寄付した者の寄付金控除なども否認されます。

こうした審査は、連邦税のみならず州税・地方税についても実施されます。課税庁は、疑わしい場合や事実が発覚した場合、警告や是正指導を行うのが常であります。しかし若干ではありますが、免税資格を取り消したケース(たとえばクリスチャンエコーズ教団事件)もあります。

いずれにしろ、こうした免税制は課税庁の権限を必要以上に強める恐れがあります。「政教分離」という面からは問題がないともいえません。

## 二 イギリスの宗教団体税制

イギリスは、成文憲法を持たない国です。このため、「信教の自由」「政教分離」原則を明文憲法で保障する形を



とつてはいけません。憲法に明文規定をおくアメリカやわが国などは対照的といえます。

この背景には、一六世紀初頭に確立された国教会制度があります。公認宗教である国教会は、今日に至っても国政に強い影響力を持っています。たとえば、王位継承資格者は国教徒でなければならぬとか、国教会の主教二十四人は当然英議会上院での議席が得られるなどは、最たる例といえます。国教会への国庫支出は認められないなどの制限はありますが、イギリスにおいては、わが国でいうような絶対的な意味での「政教分離」は原則として確立されていない、といつていいわけです。

今日、かつての激しい宗教対立の時代とは異なり、国教会と非国教各派とは平和に共存する形となっています。しかし、こうした共存関係は、公認宗教である国教会制度のもとで、非国教徒の「信教の自由」は宗教の平等と寛容により保障する、という勅令や議会議法、たとえば一六八八年信教自由令 (Toleration Act) や一八五五年宗教礼拝自由法 (Liberty of Religious Worship Act) 一八七一年 Promissory Oaths Act などに基づいて保たれているに過ぎません。

(一) 登録チャリテイ制度

イギリスにおいて、国教会は公的な存在です。英国教会は、現在、国教会総会議 (General Synod) が制定した一九四七年チャーチ・コミッションナー法 (Church Commissioners Measure) のもとで権限を付与されたチャーチ・コミッションナーの所轄のもとにあります。また非国教派プロテスタントやカソリック、ユダヤ教などの既成宗教も伝統的な存在です。こうした既成宗教は、宗教上の礼拝施設を登録することが義務づけられています。つまり、一八五五年礼拝所登録法 (Places of Worship Registration Act) のもとで、「出生・死亡・婚姻」登記庁長官に

申請し、当該施設が礼拝施設であると認証され、登録証の交付を受けることができれば、「宗教」と認知されることとなります。たとえば、アメリカから渡来したチャーチ・オブ・サイエントロジーは、チャペルなどの施設の登記庁長官による認証が拒否されています(R. v Registrar General, ex parte Segerdal and Another(1970) 1 All E.R. 1)。

これに対し国教会・既成宗教以外の様々な宗教団体(つまり、キリスト系諸派、仏教、イスラム教、ヒンドゥ教を含む、イギリスにおける新宗教、新新宗教などの団体)は、公益信託、公益法人または任意団体(人格なき社團)のいずれかの形態で存在しているわけです。

いずれの形態をとる宗教団体も、「チャリティ」つまり公認団体になることができます。言い換えると、イギリスでは公認を受けるためには法人である必要がないわけです。しかし、この場合、「チャリティ・コミッション」(慈善団体委員長)による審査を受けなければなりません。このコミッションは、一九六〇年チャリティーズ法(Charities Act)のもとで一九六〇年に創設された、独立した審査機能と行政機能をもった公的機関です。

「チャリティ」つまり公認団体となるためには、一般に、その団体は「救貧」、「教育振興」、「宗教振興」、「その他共同社会に有用性」がなければならぬ、とされています(Commissioners for Income Tax v. Pemsel, (1891) Appeal Case (AC) 539)。したがって、これらいずれかの目的に該当すれば、チャリティ・コミッションのもとで登録ができるわけです。つまり、適格審査を受けて、パスすれば、その団体は「登録チャリティ」(公認慈善団体)となるわけです。そして、この認定が受けられると、その団体には様々な課税上の特典が与えられます。

たとえば、イギリスの裁判所は、ヒンドゥ教のような多神教は宗教ではないと判断しています。したがって、礼拝所登録法のもとでの「宗教」としては認知されません。しかし、「教育振興」目的があるということで、チャリ

テイズ法のもとでの「登録チャリティ」になることはできません。前記のチャーチ・オブ・サイエントロジーの場合も同様です。したがって、わが国の宗教団体がイギリスへ進出するとすれば、チャリティ・コミッション所轄の「登録チャリティ」としては存在が認められるものと思われれます。

ちなみに、一九六〇年チャリティーズ法によると、チャーチ・コミッションの所轄となる英国教会及び礼拝所登録法のもとでの登記庁長官の所轄となる既成宗教は「登録免除チャリティ」(exempt charities)となつています(法四条、四五条、別表二)。したがって、チャリティ・コミッションの所轄から外れることになりました。

課税庁は通常、「登録チャリティ」となつた宗教団体に対しては、自動的に課税上の特典を与えています。課税庁は独自の審査を行うことができるのにもかかわらず、これを行っていません。その理由は、実務上、チャリティ・コミッションは登録を認めるにあたり、課税庁と必ず事前協議を行つていたためです(チャリティーズ法九条)。つまり、コミッションと課税庁による相互チェック・システムが十分に機能しているためです。

## (二) 宗教団体にかかる税金の種類

イギリスの租税は、国税と地方税とに大別できます。このうち、宗教団体と関係の深い国税の筆頭は、法人税です。宗教団体は、非関連(収益)事業取得を除き、法人税を課されません。つまり、「登録チャリティ」としての資格がある宗教団体は、宗教事業については、金融収益などを含め法人税を免除されるわけです。

収益事業については、アメリカの場合と同様、宗教活動と実質的な関連性のない所得だけが課税の対象となります。つまり、同じく物品を販売する場合であっても、教典や礼拝用備品など宗教活動と関連する物品販売は免税となるわけです。これに対し、おみやげ品や絵はがきなど宗教活動と関連のない物品の販売は、課税となるわけです。

ちなみに、課税庁は、宗教団体を含め免税資格のある「登録チャリティ」が、本来の事業と直接的関連性のない収益事業（非関連事業）を大々的にやっている場合、別会社（営利法人）をつくるよう指導しています。たとえば、ナショナルトラスト（自然環境団体）とナショナルトラスト・エンタプライズが典型です。この場合、営利法人で生じた利益については全額、「登録チャリティ」へ無税で寄付することができます。わが国との対比で考えますと、これは、いわば「みなし寄付金」を一〇〇%認めるに等しいわけです。

その他主要な国税としては、まず、キャピタルゲイン（資産譲渡益）税があります。しかし、「登録チャリティ」の資格のある宗教団体の場合、本来の事業に供している資産を処分し譲渡益が生じても、原則としてキャピタルゲイン税はかからないことになっています。

またイギリスは、付加価値税（VAT）の名称で大型間接税を導入しています。この税は、わが国の消費税とは同じ仕組みで課税されます。宗教団体は、収益（非関連）事業についてのみ、原則として付加価値税を課されません。ただ特徴的なのは、宗教施設の新築については免税（ゼロ税率）とされていることです。ただし、この場合、総面積の九割以上が本来の宗教事業に使われることが要件となっています。「ゼロ税率」は、一般に「免税」と称されています。しかし、税額還付（戻し税）が行われることから、実質的に免税とは異なります。つまり、たとえば、宗教団体の所有地に、税込み一一五万ポンド（約二億八七五〇万円）で宗教施設を建設したとします。この場合、通常の事業用建物などとは異なり、税額は還付されるわけです。現在付加価値税率は一五%ですので、一五万ポンド（約三七五〇万円）の税金が戻ってくる勘定になります。この点、わが国の場合は、宗教施設を新築した場合、建設費には消費税がかかります。むしろ税額還付などは受けられないわけです。

つぎに、地方税としては、法人に対しては固定資産税が課されます。宗教団体については特例があります。英国

教会のような公認宗教の保有する礼拝施設など宗教用財産は課税対象から外されています。また一八五五年礼拝所登記法のもとで「公的な宗教礼拝所」(public religious worship)として認証され、登録証(certificate of registration)を入手できれば、その登録証を礼拝施設所在地の自治体へ提出し、一九五五年固定資産税及び評価(雑則)法(Rating and Valuation (Miscellaneous Provisions) Act 1955)のもとで免税資産と認定されれば、固定資産課税は行われません。ちなみに、アメリカから進出したモルモン教は、登録証は入手できたものの、宗教施設の所在する各地の自治体で宗教施設として認められず、固定資産税の免除は受けられていません。このため、裁判で争ひました。(Henning (Valuation Officer) v. Church of Jesus Christ of Latter Day Saints, (1962) 3 All E. R. 364)。

また、チャリティ・コミッションにより「登録チャリティ」と認められた宗教団体の場合、通常、宗教活動に使用されている土地や建物について、固定資産税額は半分以下に減額されています。

### (三) 公益寄付金控除制度

イギリス税法は、「登録チャリティ」に対する寄付について課税特典を与えています。つまり、宗教団体を含む「登録チャリティ」に寄付を行った個人、法人は、所得税、法人税が安くなる仕組みになっています。

イギリスの公益寄付金制度は、個人の場合と法人の場合とは若干異なります。個人の場合、三とおりの寄付が可能です。

その一つは、①「継続的寄付」といわれるものです。これは、寄付先である特定の団体との間で、三年間以上の継続的寄付を約した「公益寄付契約書」を作成した上で行う寄付です。寄付額に制限はありません。

イギリスの場合、所得税率が二五%と四〇%の二段階になっています。二五%税率の適用ある個人にはインセンティブはありません。しかし、四〇%税率の適用のある個人が寄付した場合には税金が軽減されることとなります。

二つ目は、②「給与天引き寄付」といわれるものです。これは、従業員たる個人が、寄付先となる団体を指定した上で寄付を望む場合、雇用主がその者の給与から天引きし、その団体へ寄付する形のものであります。寄付の限度額は年九百(月七五)ポンドまでです。寄付した個人は自分の所得から寄付額を控除することができます。

三つ目は、③「単独寄付」です。一九九〇年一〇月一日から認められた寄付です。その名のとおり、一回限りの寄付です。一件あたり六〇〇ポンド以上のものでなければなりません。寄付の限度額は年五〇〇万ポンドまでです。寄付した個人は、自分の所得から寄付額を控除することができます。

他方、法人の場合、二とおりの寄付が可能です。その一つは、①「継続的寄付」です。その要件などは、個人の場合と同様です。寄付額に限度がないことから寄付した法人は、法人所得計算にあたり寄付額全額を損金に算入できます。二つ目は、②「単独寄付」です。この種の寄付は、個人の場合と同様に、一九九〇年一〇月一日より認められました。一回限りの寄付であります。一件にあたり六〇〇ポンド以上のもに限られます。寄付の限度額は、原則として年五〇〇万ポンドまでです。ただし、小規模会社については支払い配当の三%相当額までです。寄付した法人は、法人所得計算にあたり寄付額を損金に算入できます。

### 三 フランスの宗教団体税制

フランスでは、カソリック教徒が人口の八割以上と、圧倒的多数を占めます。これは、カソリックが一六世紀初

頭以来長い間国教であったことも一因です。また、非国教化がはかられた後も、久しく公認宗教の一つであったことも原因です。

フランスではかつて、「信教の自由」は制度的に保障されていませんでした。このため、国教であったカソリックと非国教のプロテスタントとの間で、長い間宗教対立をくり返して来ました。

一七八九年のフランス革命の成功後、「人権宣言」が発せられました。これにより初めて、プロテスタントなど他の宗派にも「信教の自由」が制度的に保障されたのです。また一方では、この宣言のもと、「政教分離」を旗印に、カソリックの非国教化が推進されました。革命政府は、カソリック教会の十分の一税の廃止、公有の教会財産の没収、修道院の解散など、「国家の非キリスト教化」策を次々と実施しました。

こうした革命政府のやり方にカソリック教会は強く反発しました。そしてやがては、ローマ法王庁と革命政府との間の対立を激化させてきました。

しかし、一七九九年にナポレオン一世が政権に就くと、カソリック教会に対し好意的政策が打ち出されました。そして一八〇一年には、ナポレオン一世と当時のローマ法王ピウス七世との間で、「コンコルダ」すなわち「政教協定」が締結され、翌年公布されたのです。

このコンコルダは本来、政府とカソリックとの間の協定です。しかし法令により、プロテスタント、後にはユダヤ教にも同様の制度が拡大されました。

こうして、コンコルダ制度のもと、カソリック、プロテスタント及びユダヤ教は、フランスでの公認宗教となつたわけです。一六世紀初頭から続いた国教制度は完全に廃止され、代わりにドイツと同様、公認宗教制が敷かれたわけです。

この制度のもと、公認宗教は国家の特別の監督を受けました。しかし同時に、国家から様々な特典を受けました。たとえば、司教・司祭の任命には国家の認可が必要とされました。しかしその反面、彼らは官吏とされ国から俸給の支給を受けました。また教会には、国や県・市町村から多額の補助金が交付されました。

(一) 政教分離と宗教団体

その後、ナポレオン帝政は崩壊しました。一八七〇年の第三共和制の成立は、共和派とカソリックとの新たな対立の萌芽となりました。双方は、いく度も和解と対立をくり返しました。しかし一九〇三年に、双方の対立は決定的となりました。そして、ついには一九〇五年に、「政教分離法」が議会で提出され、成立をみたわけです。

政教分離法の制定により、コンコルダ制度は終焉の時期を迎えました。約百年続いたフランスの公認宗教制度は、次々と解体されていきました。司教や司祭など聖職者は官吏から民間人となりました。ある程度の年金は支給されましたが、俸給の支給は停止されました。

また、教会財産は、公有でしかも宗教の用に供されていないものを除き、各宗教が新たに設立する宗教団体へ移管されることになりました(宗教大臣や公共機関である教会財産管理委員会などは廃止されました)。プロテスタントとユダヤ教は、一九〇一年「非営利社団法」に基づき宗教団体(社団)を設立し、直ちに財産移管を行いました。これに対し、カソリックは、この種の財産移管は聖職位階制にないという理由で、宗教団体の設立を拒否しました。このため、現在でも、カソリックの教区教会の所有権は公共団体(市町村)が持つ、という状況にあります。

こうした経緯からも分かるように、現在フランスにおいて単立の宗教団体は、一九〇一年非営利社団法に基づいて設立できるわけです。この法律は非営利団体の設立に際し、必ずしも届け出や認可を義務づけておりません。し



かし宗教団体が法人となるためには、コンセイユ・アタ(参事院)への届け出を求めています。このコンセイユ・アタは、行政裁判権に加え諮問的権限をもつ国家機関であります。公益法人の届け出の受理、認可などは、この政府に対する諮問的権限に基づいてコンセイユ・アタが行う仕組みになっているわけです。また、修道会の法人化の場合には、コンセイユ・アタから認可を受ける必要があります。これは一般に、歴史的に政府に抵抗してきた修道会の規制強化を目的とした措置、とみられています。

## (二) 宗教団体にかかる税金の種類

フランスの場合、ひとくちに宗教団体といっても、カソリックと他の宗派とでは、組織や財産管理が著しく異なります。また、単立団体の場合と包括団体あるいは修道会などの場合とでも、異なります。したがって、ここでは、フランスでは新宗教にあたる仏教の一宗派が、単立団体を設立したと想定して、課税関係を点検してみることになります。

フランスの税法は、宗教団体をはじめとした非営利団体に対し、様々な免税特典を認めています。その具体的範囲は、各々の税金により異なります。

まず、法人税について見てみます。

フランスの法人税法は、非営利団体の本来の事業を免税としています。したがって、宗教団体の宗教活動収益には課税されません。しかし、①収益事業所得つまり積極的な事業活動から生じる所得と、②受取所得つまり預貯金や株式投資などから生じる所得には課税します。

したがって、たとえば宗教団体がギフト・ショップを経営し、所得がある場合、法令で特に免税とされていない限り、法人税がかかります。税率は通常の法人税率(現在四二%)です。軽減税率の適用はありません。ちなみに、

法令で特に免税とされる例としては、宗教活動など団体の本来の事業の範囲内であるが収益的性格の所得があげられます。いわば、わが国でいう「本来の事業が収益事業にあたる場合の所得」をあげることができます。したがって、聖典や礼拝用具などの販売については、利益(所得)があつたとしても、宗教活動の枠内にあると取り扱われ、課税されません。

また、宗教団体は、配当や賃料さらには利子など資産性の所得をあげている場合も考えられるわけです。フランスでは、こうした受取所得に対しても課税されます。ただこの種の所得は、物品販売など積極的な事業活動から生じた所得と区別して課税されます。わが国との対比で考えますと、いわゆる「金融収益等」については、宗教活動(つまり本来の事業)から生じたものを含めて課税されることとなります。

配当や賃料などは、通常の法人に対すると同様に二四%の税率で課税されます。(物品販売益などには四二%の税率で課税されることから、軽減税率の適用があります)。また、預貯金などの利子はさらに低い一〇%の税率で課税されます。もつとも、受取所得にかかる法人税額が一〇〇フラン未満のときは、納税が免除されます。

またフランスは、付加価値税の名称で大型間接税を導入しております。この税金は、わが国の消費税に相応します。宗教団体の宗教活動収入など非営利団体の本来の事業収入は、この税金の課税対象外であります。したがって、課税対象はほぼ、収益事業収入に限定されます。複数税率を採用していますから、収益事業の種類により税率は異なります。現在、標準税率は一八・六%です。

この付加価値税に関連して、フランス独特の税金として「給与税」があります。この税金は、付加価値税を課されない企業や団体に対し、支払った給与などを基準に課されます。一般に、非営利団体にはこの税金がかかりません。納税義務者は雇用主です。課税標準は、支払った給与、賞与、手当その他の報酬及び恩給、退職金などの額です。

税率が三段階の超過累進税となっています。

### (三) 公益寄付金控除制度

フランス税法は、宗教団体など非営利団体に対する寄付に対して課税特典を与えています。つまり、こうした団体に寄付を行った法人、個人は、法人税、所得税が安くなる仕組みになっています。

フランスの公益寄付金控除制度は、企業の場合と個人の場合とは異なります。

一般に“企業“という場合、法人企業と個人企業の双方を含みます。同国の場合、各々について異なる取扱いをしています。

法人税の対象となる法人企業、つまり会社の場合、宗教法人など非営利団体に対する寄付は、年間売上高の〇・三%までの金額を損金に算入できます。ただし、所轄庁への届け出のない団体などの場合は〇・二%までです。また原則として、寄付は赤字法人には認められません。

これに対し、事業所得者など所得税の対象となる個人企業の場合、この種の寄付は、現金によるときと現物(資産)によるときとは取扱いが異なります。現金のときは、法人の場合と同様です。つまり、年間売上高の〇・三% (ただし所轄庁への届け出のない団体に対する寄付の場合は〇・二%)まで所得から控除できるわけです。他方、現物のときは、寄付した資産価格のうち、年間所得税額の一・二五%相当額まで控除できます。ただし原則として、赤字の場合には控除できません。

なお、法人企業、個人企業双方の場合とも、五年間の繰越控除ができます。つまり、寄付した年に控除すべき所得が十分でない場合、次の年から五年間繰り越して控除できるわけです。この場合、五年間の期間のうち一課税年

度だけは赤字であっても、繰越控除は認められます。

つぎは、個人つまり給与所得者など、企業主以外の者の場合です。宗教団体など非営利団体に対する寄付は、課税所得の1・25%まで控除できます。ただし、課税庁が特に承認したときには、5%まで控除が認められます。

#### 四 ドイツの宗教団体税制

ドイツにおいては、ルターなどによる宗教改革以前、カソリック教会が絶大な権威をもって君臨していました。また、領民の宗教はその地を支配する領候によって決められるという、国教制(領邦教会制)が敷かれていました。このため、一般領民には「宗教の自由」がなかったわけです。

こうした状態は、プロテスタントによる宗教改革以降も依然として変わりませんでした。一八世紀初頭のプロイセン王国の成立まで続きました。

一七〇一年に成立したプロイセン王国は、プロテスタントの国でした。しかし、国内に多くのカソリック教徒をかかえていたために、寛容な宗教政策をとったわけです。国王は、すべての臣民に「宗教の自由」を認めるとともに、国教制を廃止しました。しかしこれに代えて公認宗教制を敷き、特定の教会を公法人としました。

この公認宗教制こそが、今日のドイツの宗教制度の基盤となったものです。

#### (一) 公認宗教制と教会税

プロイセン時代に確立された公認宗教制のもと、プロテスタント(ルター派およびカルヴァン派)とカソリック

は、国の特別の監督を受けました。しかし同時に、国から様々な保護を受けました。たとえば、聖職者は国王が任命する官吏となり、俸給の支給を受けたわけです。また教会は国費で運営されました。

その後この公認宗教制は、一九一九年のワイマル憲法(一三七条)に継承されました。ただ、国からの公認宗教に対する様々な給付は停止されました。かわって、公法人である公認宗教には、課税権すなわち「教会税」を課す権利が与えられたわけです(憲法一三七条五項、六項)。

第二次大戦後、一九四九年にドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)憲法(正式には基本法という)が公布されました。この憲法では、「宗教の自由」(四条)を制度的に保障しました。しかし同時に、公認宗教制度を規定した「ワイマル憲法一三七条の教会条項」を、一四〇条として、編入、継続したのです。そして、東西ドイツの統合後も、この基本法は原則としてそのまま維持されています。

このようにして、ドイツでは、現在でも公認宗教制度が維持されているわけです。実際にカソリック、プロテスタント、ユダヤ教など公認宗教は、その信徒に教会税を課しています。

ただ、教会は現在、直接その信徒から教会税を徴収していません。課税庁に徴収を委託しています。このため各人は、住民登録の際に、公認宗教(カソリック、プロテスタント、ユダヤ教)の信徒か、その他か、を申告するように求められます。課税庁はこの宗教申告に基づき、公認宗教の信徒から、各々の教会に代わって教会税を徴収するわけです。

一般に教会税の税率は、所得金額の一〇%程度です。支払った教会税額は、各自の所得税額から控除できます。教会税は、公認宗教以外の宗教(宗派)の信者や無神論者には課されません。このため、教会税こそ、「既成宗教ばなれ」の一因、とみる向きもあります。

(二) 法人化と免税資格

ドイツでは、宗教人口の圧倒的多数は、プロテスタントやカソリックなど公認宗教の信徒で占められています。すでに指摘しましたように、公認の宗教団体は公法人です。したがって、国家機関などと同等の性格を有するといつてよいわけです。

これに対し、ドイツにおいて非公認宗教である仏教やイスラム教、キリスト教諸派、その他新宗教の団体は、私法上の団体です。もちろん、こうした非公認宗教は人格のない社團、つまり「任意団体」の形で活動はできません。しかしドイツ税法は、わが国と同様に、任意団体の形の宗教団体に対し税法上の特典を認めていません(この点は、すでに指摘したように、米、英、仏などとは異なります)。

わが国の場合、宗教法人となるためには、宗教法人法に基づいて所轄庁の認証を受けなければいけません。ところが、ドイツには、わが国宗教法人法に当るような法律はありません。これは、既成のキリスト教派などが公認宗教であり、それらの団体が公法人として存在してきた、という事実によります。あるいは、宗教法人法が制定される以前のわが国と同様の状態にあるとみてもよいわけです。憲法によると、非公認宗教団体の法人化の手続は民法による(ワイマール憲法一三七条四項およびそれを継受した現行憲法一四〇条)ことになっています。

ドイツ民法二二一条は、「営利事業を目的としない社團は、(略)社團登記簿に登記することにより権利能力を有する」と規定しています。端的にいうと、登記を済ませれば法人になれる、ということですが。

このように、ドイツにおいて宗教団体は、登記によって宗教法人になれるわけです。わが国のように、「認証」つまり「当局のお墨付き」は必要としません。「政教分離」の趣旨からすれば、これは当然のことといえます。

ドイツでは、わが国などと同様、非営利(公益)法人に対し様々な免税特典を認めています。登記によって宗教

法人となれば、こうした免税特典を受ける資格が得られます。

ここで断っておきますが、“資格が得られる”だけです。自動的に“免税特典が得られる”わけではありません。これは、ドイツが“宗教法人免税制”を採っているためです。アメリカなどと同様に、宗教法人は、課税庁の免税資格審査にパスして初めて免税特典が与えられる仕組みとなっているわけです。宗教法人になると自動的に税制上の特典が得られる“宗教法人非課税制”を採るわが国とは異なります。

このようにドイツでは、法人になることは比較的容易です。しかし、免税特典の取得は必ずしも容易ではありません。また資格取得後も、課税庁による定期的審査があります。いったん資格審査にパスしたからといって、安心してはいられないわけです。

ドイツでは、こうした免税資格判定は、「租税通則法」(A O)に基づいて行われます。このA O上の審査は第一次審査ともいえるものです。この審査にパスして初めて各種の課税特典を享受する資格が得られるわけです。

ちなみに、このA Oという法律は、連邦税法に関する総則的な事項や一般的な課税手続などを定めたものです。わが国にも国税通則法という、A Oに似通った法律があります。

免税資格審査におけるチェックポイントは、A Oによると、次の三点です。

① 法人の本来的目的——宗教法人は、宗教活動を本来の目的とする法人です。したがって、宗教活動に専念しているかどうか、営利追求が法人の目的となっていないかどうか、などが審査されます。

② 法人の所得内訳——宗教法人は、その運営資金を確保するために、資産の運用や事業経営を行うことができます。税法上、宗教法人が受け取る賃料、利子や配当など資産の運用益(受取収益)は非課税とされています。しかし、預貯金からの利子などは別として、法人が継続的かつ大規模に株式や社債の売買、不動産の賃貸などから受取

収益をあげている場合には、課税されます。

また、ドイツ税法は、形式的には収益活動とみられても、宗教法人本来の事業と関連がある場合、それからあがった所得には課税しないことにしています。逆に、宗教活動とまったく関連のない活動からあがった所得には課税します。つまり、収益事業課税にあたり、免税か課税かは、本来の事業との実質的関連性の有無で判断するわけです。この方式は一般に、「実質的関連主義」と呼ばれています。すでに指摘したように、アメリカなどでも採用するところがあります。

免税資格審査にあたり、法人の所得内訳のチェックは慎重に行われます。その際、資産運用の実態や非関連（収益）事業の内容分析が中心となります。

③法定要件該当性—免税特典は、任意団体（人格のない社団）や営利法人などには与えられません。したがって、課税庁は、免税資格審査にあたり、登記された宗教法人の規則をチェックします。法人の事業目的、つまり“宗教”を本来の目的とする旨をうたっているか、解散の場合の残余財産の帰属はどうなっているかなど、形式的チェックを行います。

また課税庁は、設立後の定期審査では、法人の運営がこうした形式にのっとり誠実に行われているかどうかをチェックします。

### (三) 宗教団体にかかる税金の種類

ドイツでは、プロテスタントやカソリックなど公認宗教の団体は、公法人です。したがって、その課税関係は、国の機関などに準じて考えればよいわけです。



わが国宗教法人課税との対比で考える場合、重要なのは非公認宗教法人の関税関係です。つまり、仏教、キリスト教諸派などが設立した民法上の宗教法人に、どのような税金がかかるかです。

なお、この場合の宗教法人とは、租税通則法(AO)上の免税資格審査をパスした宗教法人を意味します。したがって、これから述べる税金は、免税資格のある宗教法人にかかるものについてだけです。

まず、法人税についてです。宗教法人の場合、本来の事業つまり宗教活動に法人税はかかりません。非関連(収益)事業所得だけに法人税がかかります。税率は通常の営利法人の場合と同じ50%です。わが国とは異なり、軽減税率の適用はありません。また、この非関連(収益)事業に対しては、営業税がかかります。この税金は地方税(市町村税)です。

さらに、非関連(収益)事業に使用している固定資産には、固定資産税がかかります。この税金は州税です。

ドイツは、付加価値税を導入しています。この税金は、連邦税です。わが国の消費税に相応します。宗教法人の場合、本来の事業つまり宗教活動収入はこの税金の対象外です。したがって、信施収入などに対し、この税金はかかりません。一方、非関連(収益)事業収入は普通税率(一四%)で付加価値税が課税されます。たとえば、宗教法人直営のカフェテリアなどからの収入は、一般の営利法人と同等に課税されます。

ただ問題は、関連事業収入についてです。たとえば、宗教法人が行う聖典、礼拝用具、供花などの販売は、宗教法人本来の事業である宗教活動と密接な関連を有します。こうした関連事業からあがる所得について、法人税は免除されます。しかし、付加価値税は別であり、こうした関連事業にもかかります。売上(収入)をベースに、軽減税率(七%)で課税されます。

(四) 公益寄付金控除制度

ドイツ税法は、宗教団体など非営利法人に対する寄付に対して課税特典を与えています。つまり、寄付者である個人、法人はそれぞれ、所得税、法人税が安くなる仕組みになっています。

ドイツの公益寄付控除制度は、個人の場合も法人の場合もほぼ同じです。

個人については、年間課税所得の5%か(ただし、学術団体、文化団体など特定公益増進法人については10%まで)、または年間売上高と支払い賃金の合計額の0・2%か、いずれか多い方の額までです。(もちろん後者0・2%の基準は、事業所得者向けの枠といえます)。

法人の控除限度額については、原則として個人の場合と同様です。ただ法人の場合、寄付金をもらう宗教法人が、それをもつばら宗教活動に使うことを約束したときのみ、控除が認められます。

む す び

以上が、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの宗教団体税制の概要です。わが国の制度との比較も含め話しましたので、かなり理解してもらえたのではないかと思います。

最後に、EC統合に係わる宗教行政と課税の動きについて若干つけ加えておきたいと思ひます。

一九八四年五月、EC議会では、イギリス出身の議員の提案に基づき「新宗教運動に係る礼拝規定」(A Code of Practice Relating to New Religious Movements)が採択されました(Times, 30 July, 1984)。この規定のなかには、カルト(狂信的宗派)が未成年者を勧誘することを禁止したり、法務長官をヘッドとする独立した調停

者(複数)で構成されるパネル(委員会)を設置し、規定違反の苦情申立てがある場合、これを審査する機関を創設する提案を含んでいます。さらに、こうしたカルトを登録制とし、規定に違反した場合には、登録抹消を行う権限を与えることにしています。この規定に対しては、イギリス教会協議会(British Council of Churches)は「信教の自由」に反するものであるとして反対しています(Sunday Times, 10 February, 1985)。

一方、EC統合に伴う税制の調和については、間接税(VAT)を中心に統合の動きがあります。しかし、法人税など、直接税については大きな動きはありません。宗教団体は直接税との関係が非常に深いわけですから、宗教団体課税について、ECでの大きな動きはないといつてよいといえます。

■欧米主要諸国の宗教団体制度とその税制(未定稿)

国別	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	日本
<p>政教分離 ▲信教の自由▽</p>	<p>相対的分離 英国教会は特別の地位にあり「公認宗教」 ▲信教の自由は、宗教の平等と寛容により保障▽ 一六八八年信教自由令 一八五五年宗教礼拝自由法その他の議会法</p>	<p>絶対的分離 一九〇五年政教分離法 現行憲法二条</p>	<p>相対的分離 ドイツ基本法四条二項「信教の自由」 ドイツ基本法一三七条は、公認宗教(カソリック、プロテスタント等)に対し、教会税の賦課を認める。</p>	<p>絶対的分離 連邦憲法修正一条 各州の憲法</p>	<p>絶対的分離 憲法八九条 憲法二〇条</p>
<p>民間公益団体の形態</p>	<p>①公益信託 ②人格なき社団 ③法人(公益受託者法人) ●チャーチ・コミッションナー (所轄庁のない既成宗教) ●「出生・死亡・婚姻」登記庁長官(登録証)の交付 ●チャーチ・コミッションナー</p>	<p>①人格なき非営利社団 ②届出非常利社団 ③認可公益社団 *一九〇一年「非営利社団法」</p>	<p>①公法人 ②登録社団(民法) ③有限会社/株式会社 *ドイツ民法二条「非営利社団」</p>	<p>①人格なき社団 ②宗教法人受託者法人、単独法人、加入者法人 ③信託 *各州法</p>	<p>①人格なき社団(財団) ②宗教法人 *宗教法人法</p>
<p>▲所轄庁▽</p>	<p>①なし ②行政庁への留出 ③コンセイユ・データの認可</p>	<p>②登記 ③寄付行為の州当局による認可</p>	<p>②州当局による規則の認証(認可)</p>	<p>②都道府県 国による認証</p>	<p>②都道府県 国による認証</p>
<p>課税除外の性格</p>	<p>▲法人格の有無に関係なし▽ 免税制(所轄庁と協議)</p>	<p>▲法人格の有無に関係なし▽ 免税制(税法と判例)</p>	<p>▲法人格あるものに限定▽ 免税制(租税通則法(AO))</p>	<p>▲法人格の有無に関係なし▽ 免税制(内国課税法典)</p>	<p>▲法人格あるものに限定▽ 非課税制</p>
<p>課税除外の要件</p>	<p>●判例法上の「公益」(チャリティ)概念―「教育」「慈善」「教育」「宗教」「共同社会への有用性」―</p>	<p>●税法上の「公益」概念 ①活動が「非営利」 ②「収益性の確保」が目的ではない ③構成員への利益供与が目的でない</p>	<p>●税法(AO)上の判定基準 ①法人の本来の目的(公益目的、慈善目的、教会の支援目的、他利主義) ②団体の所得の種類 ③法定要件該当性</p>	<p>●税法上の判定基準 もっぱら公益目的で組織されかつ運営されているかどうか。「免税資格承認取消理由」⑤政治団体化、⑥営利法人化、⑦私物化</p>	<p>●準拠法(法人法)の判定基準</p>
<p>▲非開業事業所得課税方式▽ (ただし、大規模なものについては、別会社の設立を義務)</p>	<p>▲非開業事業所得課税方式▽</p>	<p>▲非開業事業所得課税方式▽</p>	<p>▲非開業事業所得課税方式▽</p>	<p>▲限定別業事業課税方式▽</p>	

欧米主要諸国の宗教団体税制(石村)

<p>● 本来の事業収入 ● 本来の事業及び関連 事業は課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 本来の事業及び関連 事業は課税除外</p>	<p>● 本来の事業及び関連 事業は課税除外</p>	<p>● 本来の事業及び関連 事業は課税除外</p>	<p>● 本来の事業は非課税</p>
<p>● 本来の事業に かかる金融(投 資)収益</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 一部課税(④受取配当・ 賃料・⑤利息・⑥受取利子 の利率で課税) (ただし、③認可公益社 団の場合は10万フラン の基礎控除)</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 原則として課税除外 (ただし、借入金にかか るものを除く)</p>	<p>● 課税除外</p>
<p>みなし寄付金 (関連団体か らの寄付)</p>	<p>● 関連別(子)会社から のものとは100%</p>	<p>● 給与所得者等の場合、原則 として課税所得の25%まで (特別の場合には5%まで)。 〔法人企業〕 ● 原則として年間売上高の 0・3%。無届出の団体に ついては0・2%まで。(た だし、赤字法人は不可) 〔個人企業〕 ● 現金による場合、上記法人 企業と同じ。 ● 評価性資産による場合、寄 付した資産価額のうち、年間 所得税額の1・25%相当 額まで控除。 ● 法人企業、個人企業とも五 年間の繰越控除可。</p>	<p>〔個人・法人〕 ● 贈与し、受取配当・賃料・ 利息・受取利子等の場合、原則 として課税所得の25%まで (特別の場合には5%まで)。 〔法人企業〕 ● 原則として年間売上高の 0・3%。無届出の団体に ついては0・2%まで。(た だし、赤字法人は不可) 〔個人企業〕 ● 現金による場合、上記法人 企業と同じ。 ● 評価性資産による場合、寄 付した資産価額のうち、年間 所得税額の1・25%相当 額まで控除。 ● 法人企業、個人企業とも五 年間の繰越控除可。</p>	<p>● 関連権原保有団体か らのものは100%</p>	<p>● 3%</p>
<p>公益寄付金控除</p>	<p>〔個人〕 ①「継続的寄付」―「公益寄 付約款」により三年以上のもの。 高額所得者に一定のイン センティブあり ②「給与天引き寄付」―年々 50ポンドまで所得控除 ③「単独寄付」―一件50ポ ンド以上、年々50万ポンドまで。 高額所得者に一定のインセン ティブあり 〔法人〕 ①「継続的寄付」―全額損金 算入。 ②「単独寄付」―一件50万ポ ンド以上、年々50万ポンドまで。 全額損金算入。(みなし小規 模会社については、支払配当 の3%相当額まで損金算入)</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>
<p>消費税(VAT)</p>	<p>● 収益(関連)事業は課税</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>
<p>宗教用財産への 固定資産課税</p>	<p>● 「公的宗教礼拝所」とし て地方評議委員会が認定を 受け免税</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>
<p>その他</p>	<p>● 給与税</p>	<p>● 教会税</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>	<p>● 課税除外</p>

〈主要参考文献〉

■ アメリカ

- ・ Hopkins, *The Law of Tax-Exempt Organizations* (5th ed., 1987)
- ・ CCH, *Federal Tax Manual* (1991)
- ・ Wilson (ed.), *Church and State in American History* (1965)
- ・ Wuthnow et al., *Faith and Philanthropy in America: Exploring the Role of Religion in American Voluntary Sector* (1990)
- ・ Manning, *The Law of Church-State Relations* (1981)
- ・ Whelan, "Church in the Internal Revenue Code: The Definitional Problems," 45 *Fordham L.R.* 885 (1977)
- ・ 石井耕治「アメリカ連邦宗教団体課税の現状(一)・(二)」*民商法雑誌*八六卷二頁、三頁
- ・ 石井耕治「アメリカの宗教団体に対する課税制度——法人格制度の検討を含めて」*宗務時報(文化庁)* 六七号
- ・ 石井耕治「日米の公益法人課税法の構造」(一九九二年、成文堂)

■ イギリス

- ・ Charity Commissioner, *Charities Act 1960: Registration of Religious Charities*
- ・ Charity Commissioner, *Charities Act 1960: Central Register of Charities*
- ・ Northman, *Church and Society in England: 1770-1970* (1976)
- ・ Ware (ed.), *Charities and Government* (1989)
- ・ Vincent, *Charity Accounting and Taxation* (1991)
- ・ Brown, "International Tax Aspects of Charitable Giving and Philanthropic Organizations: English Law and Practice," *Bulletin (IBFD)* Dec., 1989.

■ フランス

- ・ Balot, "International Tax Aspects of Charitable Giving and Philanthropic Organizations: French Aspects," *Bulletin (IBFD)*

Dec., 1989

・林寿二「フランスの政教分離法について」国学院法学一七巻三号

・小林洋一「フランスの政教分離法に関する一考察」阪大法学一三三二号

■ドイツ

・Steuergesetz 1, Abgabenordnung (AO 1977, Stand:1, Juli 1990)

・Hering, "International Tax Aspects of Philanthropic and Other Non-Profit Organizations: German Report," Bulletin (IBFD), Dec., 1989.

・清水望「国と教会(宗教団体)との関係」早稲田政治経済学雑誌二七〇・二七一・二七二合併号

■その他

・石村耕治「ヨーロッパの公益法人制度と税制(一)」「(八)」公益法人一九巻七号一〇巻五号

・中村義治・バレット他編「世界キリスト教百科事典」(一九八六年、教文館)

